

第1章 高圧ガスの製造

第1 第一種製造者 製造の許可（法第5条第1項第1号）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第1「高圧ガス製造許可申請書」

液石則様式第1「高圧ガス製造許可申請書」

(2) 申請時期

処理能力が100 m³/日（第一種ガスにあつては300 m³/日）以上の高圧ガス設備を設置して高圧ガスを製造しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）


エ 製造計画書

製造計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造目的
2. 製造方法
3. 製造するガスの種類及び処理能力
4. 貯蔵能力
5. 工事着工予定日及び完成検査機関名
6. 申請に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書（92ページ）

オ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第1 高圧ガスの製造に係る技術上の基準に対応する事項（112ページ～133ページ）

カ 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る高圧ガス設備に限る。）

キ 事業所案内図


ク 事業所全体平面図

ケ 高圧ガス製造施設配置図

コ 製造工程の概要を説明した書面及び図面

サ フローシート又は配管図

シ 機器等一覧表

 III 関係書式／第3章 機器等一覧表 (167 ページ～178 ページ)

ス 処理能力・貯蔵能力の計算書

セ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書

ソ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）


タ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

チ その他、製造施設に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. ガス設備の図面
2. 建屋等の図面
3. 安全装置等の仕様及び図面
4. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (6 ページ)

3 許可の基準について

(1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（コールド・エバポレータ（以	一般則第6条第1項

下「CE」という。)、圧縮天然ガススタンド(以下「CNGスタンド」という。)、液化天然ガススタンド(以下「LNGスタンド」という。))及び圧縮水素スタンドを除く。)	
CE	一般則第6条の2第1項又は第2項
CNGスタンド	一般則第7条第1項又は第2項
LNGスタンド	一般則第7条の2第1項
圧縮水素スタンド	一般則第7条の3第1項又は第2項
顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド	一般則第7条の4第1項又は第2項
移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。)	一般則第8条第1項又は第3項
移動式圧縮水素スタンド	一般則第8条の2第1項

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第6条第1項
第二種製造設備	液石則第7条第1項
液化石油ガススタンド(以下「LPGスタンド」という。))	液石則第8条第1項
移動式製造設備	液石則第9条第1項
充填設備	液石則第9条第3項

- (2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備(CE、CNGスタンド、LNGスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)	一般則第6条第2項
CE	一般則第6条の2第3項
CNGスタンド	一般則第7条第3項
LNGスタンド	一般則第7条の2第2項
圧縮水素スタンド	一般則第7条の3第3項
顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド	一般則第7条の4第3項
移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。)	一般則第8条第2項又は第4項
移動式圧縮水素スタンド	一般則第8条の2第2項

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第6条第2項
第二種製造設備	液石則第7条第2項
LPGスタンド	液石則第8条第2項
移動式製造設備	液石則第9条第2項
充填設備	液石則第9条第4項

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第1号「高圧ガス製造許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

(2) 移動式製造設備に係る製造の許可と液石法第37条の4第1項に係る充填設備の許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。

(3) 事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算するものとする。ただし、事業者の判断により、次のア又はイに掲げる場合については、この限りでない。また、イに掲げる場合において、製造施設の処理能力を合算しない場合は、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。

ア 同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合

イ 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100 m³/日(第一種ガスにあつては300 m³/日)未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの(用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているものを含む。)で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合

第2 第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可（法第14条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第4「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」

液石則様式第4「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」

(2) 申請時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。


(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分がわかるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書


変更明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 製造するガスの種類及び処理能力
4. 貯蔵能力
5. 工事着工予定日及び完成検査機関名
6. 申請に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(93 ページ～94 ページ)

イ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第1 高圧ガスの製造に係る

技術上の基準に対応する事項 (112 ページ～133 ページ)

◆ウ 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る高圧ガス設備に限る。）

エ 事業所案内図

オ 事業所全体平面図

カ 高圧ガス製造施設配置図

- ◆キ 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ◆ク フローシート又は配管図
- ◆ケ 機器等一覧表 ☞ III 関係書式／第3章 機器等一覧表 (167 ページ～178 ページ)
- ◆コ 処理能力・貯蔵能力の計算書
- ◆サ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ◆シ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）
- ◆ス 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ◆セ その他、製造施設に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 1. ガス設備の図面
 2. 建屋等の図面
 3. 安全装置等の仕様及び図面
 4. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料 (6 ページ)

3 許可の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（CE、CNGスタンド、LNGスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第6条第1項
CE	一般則第6条の2第1項又は第2項
CNGスタンド	一般則第7条第1項又は第2項
LNGスタンド	一般則第7条の2第1項

II 各論 第1章 高圧ガスの製造

第2 第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可

圧縮水素スタンド	一般則第7条の3第1項又は第2項
顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド	一般則第7条の4第1項又は第2項
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第8条第1項又は第3項
移動式圧縮水素スタンド	一般則第8条の2第1項

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第6条第1項
第二種製造設備	液石則第7条第1項
LPGスタンド	液石則第8条第1項
移動式製造設備	液石則第9条第1項
充填設備	液石則第9条第3項

(2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（CE、CNGスタンド、LNGスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第6条第2項
CE	一般則第6条の2第3項
CNGスタンド	一般則第7条第3項
LNGスタンド	一般則第7条の2第2項
圧縮水素スタンド	一般則第7条の3第3項
顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド	一般則第7条の4第3項
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第8条第2項又は第4項
移動式圧縮水素スタンド	一般則第8条の2第2項

イ 液石則


製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第6条第2項
第二種製造設備	液石則第7条第2項
LPGスタンド	液石則第8条第2項
移動式製造設備	液石則第9条第2項
充填設備	液石則第9条第4項

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「高圧ガス製造施設等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 第一種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合で、法第14条第1項ただし書きに基づく一般則第15条第1項又は液石則第16条第1項に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後に、一般則様式第5/液石則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」を届出すること。

 [第3 第一種製造者 軽微な変更の工事 \(18ページ\)](#)

 [IV 参考/高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて \(180ページ\)](#)

- (2) 移動式製造設備に係る変更の許可と液石法第37条の4第3項に係る充填設備の変更の許可を同時に申請する場合等で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの変更許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した変更許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。

第3 第一種製造者 軽微な変更の工事（法第14条第1項ただし書）

1 届書の提出について


(1) 提出書類

一般則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」

液石則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」

(2) 届出時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

 Ⅳ 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）


(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書


変更明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 製造するガスの種類及び処理能力
4. 貯蔵能力
5. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書

（93ページ～94ページ）

イ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第1 高圧ガスの製造に係る

技術上の基準に対応する事項（112ページ～133ページ）

ウ 事業所案内図


エ 事業所全体平面図

オ 高圧ガス製造施設配置図

◆カ フローシート又は配管図

◆キ 認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書の写し

◆ク 機器等一覧表

 III 関係書式／第3章 機器等一覧表 (167ページ～178ページ)


◆ケ その他、製造施設に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. ガス設備の図面
2. 建屋等の図面
3. 安全装置等の仕様及び図面
4. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 その他

(1) 既に法第5条第1項の許可を受けた製造施設の一部のうち、処理能力100 m³/日（第一種ガスにあつては300 m³/日）未満であつて独立非連結など要件を満たす製造施設を合算しないこととする場合には、「高圧ガス製造施設軽微変更届書」により、第一種製造者の製造施設の範囲から除くことができる。この場合、新たに法第5条第2項に基づく「高圧ガス製造事業届書」が必要となるが、法第5条第1項の許可申請時に添付した図面等については省略することができる。

(2) 高圧ガス施設の変更の工事において、当該工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、設備台帳等に記録し管理すること。

 IV 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて (180ページ)

第4 第二種製造者 製造の届出（法第5条第2項第1号）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第2「高圧ガス製造事業届書」

液石則様式第2「高圧ガス製造事業届書」

(2) 届出時期

処理能力が100 m³/日（第一種ガスにあつては300 m³/日）未満の高圧ガス設備を設置して高圧ガスの製造の事業を開始する日の20日前までに、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による届出の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（届出者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（届出者が個人である場合に限る。）


エ 製造施設等明細書

製造施設等明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造目的
2. 製造方法
3. 製造するガスの種類及び処理能力
4. 貯蔵能力
5. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書（95ページ）

オ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第1 高圧ガスの製造に係る技術上の基準に対応する事項（112ページ～147ページ）

カ 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る高圧ガス設備に限る。）

キ 事業所案内図


ク 事業所全体平面図

ケ 高圧ガス製造施設配置図

コ 製造工程の概要を説明した書面及び図面

サ フローシート又は配管図

シ 機器等一覧表

 Ⅲ 関係書式／第3章 機器等一覧表(167ページ～178ページ)

ス 処理能力・貯蔵能力の計算書

セ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項

特定設備検査合格証、指定設備認定証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書等（以下「認定書等」という。）の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。なお、この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

ソ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）

タ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

チ その他、製造施設に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. ガス設備の図面
2. 建屋等の図面
3. 安全装置等の仕様及び図面
4. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 技術上の基準について

- (1) 処理能力 30 m³/日以上第二種製造者における、製造のための施設の位置、構造、設備及び製造の方法が、法第12条第1項及び第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（C E、C N Gスタンド、L N Gスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第 11 条第 1 項第 1 号
C E	一般則第 11 条第 1 項第 2 号
C N Gスタンド	一般則第 11 条第 1 項第 3 号
L N Gスタンド	一般則第 11 条第 1 項第 4 号
圧縮水素スタンド	一般則第 11 条第 1 項第 5 号
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第 11 条第 1 項第 6 号
移動式圧縮水素スタンド	一般則第 11 条第 1 項第 7 号

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第 12 条第 1 号
第二種製造設備	液石則第 12 条第 2 号
L P Gスタンド	液石則第 12 条第 3 号
移動式製造設備	液石則第 12 条第 4 号

- (2) 処理能力 30 m³/日未満の第二種製造者における、製造のための施設の位置、構造、設備及び製造の方法が、法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第 12 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
圧縮水素スタンド	一般則第 12 条の 2
移動式圧縮水素スタンド	一般則第 12 条の 3

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備	液石則第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
L P Gスタンド	液石則第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
移動式製造設備	液石則第 13 条第 1 項第 3 号及び第 2 項

3 その他

事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算するものとする。ただし、事業者の判断により、次の(1)又は(2)に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合

- (2) 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が 100 m³/日（第一種ガスにあつては 300 m³/日）未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているものを含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合

第5 第二種製造者 製造のための施設等の変更の届出（法第14条第4項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第6「高圧ガス製造施設等変更届書」

液石則様式第6「高圧ガス製造施設等変更届書」

(2) 届出時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出すること。


(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書


変更明細書には、「III 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 製造するガスの種類及び処理能力
4. 貯蔵能力
5. 届出に関する連絡担当者

 III 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(96 ページ～97 ページ)

イ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

 III 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第1 高圧ガスの製造に係る

技術上の基準に対応する事項（112 ページ～147 ページ）

◆ウ 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る高圧ガス設備に限る。）

エ 事業所案内図

オ 事業所全体平面図

カ 高圧ガス製造施設配置図

◆キ 製造工程の概要を説明した書面及び図面

- ◆ク フローシート又は配管図
- ◆ケ 機器等一覧表 ☞ III 関係書式／第3章 機器等一覧表(167ページ～178ページ)
- ◆コ 処理能力・貯蔵能力の計算書
- ◆サ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項
 認定書等の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。
- ◆シ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）
- ◆ス 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ◆セ その他、製造施設に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 1. ガス設備の図面
 2. 建屋等の図面
 3. 安全装置等の仕様及び図面
 4. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 技術上の基準について

(1) 処理能力 30 m³/日以上第二種製造者における、製造のための施設の位置、構造、設備及び製造の方法が、法第12条第1項及び第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（CE、CNGスタンド、LNGスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第11条第1項第1号
CE	一般則第11条第1項第2号
CNGスタンド	一般則第11条第1項第3号
LNGスタンド	一般則第11条第1項第4号
圧縮水素スタンド	一般則第11条第1項第5号
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第11条第1項第6号
移動式圧縮水素スタンド	一般則第11条第1項第7号

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
第一種製造設備	液石則第12条第1号
第二種製造設備	液石則第12条第2号
LPGスタンド	液石則第12条第3号
移動式製造設備	液石則第12条第4号

- (2) 処理能力 30 m³/日未満の第二種製造者における、製造のための施設の位置、構造、設備及び製造の方法が、法第12条第1項及び第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則


製造施設	技術上の基準
定置式製造設備（圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第12条第1項第1号及び第2項
移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）	一般則第12条第1項第2号及び第2項
圧縮水素スタンド	一般則第12条の2
移動式圧縮水素スタンド	一般則第12条の3

イ 液石則

製造施設	技術上の基準
定置式製造設備	液石則第13条第1項第1号及び第2項
LPGスタンド	液石則第13条第1項第2号及び第2項
移動式製造設備	液石則第13条第1項第3号及び第2項

3 その他

第二種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合、法第14条第4項ただし書きに基づく一般則第17条又は液石則第18条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、届出の必要はない。ただし、この場合、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

 IV 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）

第6 第二種製造者 在宅酸素療法用 製造の届出（法第5条第2項第1号）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第2「高圧ガス製造事業届書」

(2) 届出時期

在宅酸素療法用の高圧ガス設備を設置して使用する20日前までに、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 製造施設等明細書（在宅酸素療法用）

製造施設等明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造目的及び方法
2. 製造するガスの種類
3. 容器の明細
4. 消火器の能力及び本数
5. 換気設備の明細

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第1 高圧ガスの製造に係る計画書（98ページ）

イ 製造施設の位置がわかる図面

施設（住居）の付近状況図、容器の位置、消火器の位置及び容器から火気までの距離を図示すること。

ウ 容器のカタログ

第7 高圧ガスの製造に係るその他届出等

1 第一種製造事業承継届書

(1) 提出書類

一般則様式第3「第一種製造事業承継届書」

液石則様式第3「第一種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割に伴う承継後、遅滞なく届出すること。なお、売買等の譲渡に伴う承継については、新たに製造の許可を受ける必要があることに留意すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面

2 第二種製造事業承継届書

(1) 提出書類

一般則様式第3の2「第二種製造事業承継届書」

液石則様式第3の2「第二種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）
3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）

3 高圧ガス製造開始届書

(1) 提出書類

一般則様式第23「高圧ガス製造開始届書」

液石則様式第22「高圧ガス製造開始届書」

(2) 届出時期

製造開始後、遅滞なく届出すること。

4 高圧ガス製造廃止届書

(1) 提出書類

一般則様式第24「高圧ガス製造廃止届書」

液石則様式第23「高圧ガス製造廃止届書」

(2) 届出時期

製造廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

廃止状況が確認できる写真

5 高圧ガス製造施設休止届書

(1) 提出書類

一般則様式第37の2「高圧ガス製造施設休止届書」

液石則様式第36の2「高圧ガス製造施設休止届書」

(2) 届出時期

特定施設の休止後、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

イ 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

ウ 休止の状況がわかる写真

(4) その他

ア 特定施設を休止する目的を具体的に明示すること。

イ 休止期間は最大で3年間とし、以後休止を継続する場合は、3年経過前に届出すること。

6 危害予防規程届書

(1) 提出書類

一般則様式第32「危害予防規程届書」

液石則様式第31「危害予防規程届書」

(2) 届出時期

危害予防規程を定め又は変更した後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 制定（変更）した危害予防規程

イ. 変更明細書（変更の場合に限る。）

7 高圧ガス保安統括者届書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 33 「高圧ガス保安統括者届書」
 - 液石則様式第 32 「高圧ガス保安統括者届書」
- (2) 届出時期
 - 選任解任後、遅滞なく届出すること。
- (3) 次の書類等を添付すること。
 - 統括管理する者であることを証する書面

8 高圧ガス保安技術管理者等届書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 33 の 2 「高圧ガス保安技術管理者等届書」
 - 液石則様式第 32 の 2 「高圧ガス保安技術管理者等届書」
- (2) 届出時期
 - その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの選任解任状況について、遅滞なく届出すること。
- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 選任解任の状況がわかる書面
 - イ 選任者の高圧ガス製造保安責任者免状の写し
 - ウ 一般則第 65 条第 1 項又は液石則第 63 条第 1 項の要件を証明する書面

9 高圧ガス保安主任者等届書

(1) 提出書類

一般則様式第34「高圧ガス保安主任者等届書」

液石則様式第33「高圧ガス保安主任者等届書」

(2) 届出時期

その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの選任解任状況について、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 選任解任の状況がわかる書面

イ 選任者の高圧ガス製造保安責任者免状の写し

10 高圧ガス保安統括者代理者届書

(1) 提出書類

一般則様式第37「高圧ガス保安統括者代理者届書」

液石則様式第36「高圧ガス保安統括者代理者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

統括者を代理する者であることを証する書面

1.1 充填届書

(1) 提出書類

細則様式第14号「充填届書」

(2) 届出時期

移動式圧縮水素スタンドを使用し車両に固定した容器への充填を行う場合に、第一種製造者の事業所内以外の場所で充填する場合、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 充填計画書

イ 充填場所案内図・付近状況図

ウ 充填時の設備状況図

エ 移動式圧縮水素スタンドに係る書面及び図面

オ 緊急連絡体制表

(4) その他

届出後において添付書類の内容に変更が生じた場合、遅滞なく届出すること。

1.2 高圧ガス保安監督者届書

(1) 提出書類

細則様式第15号「高圧ガス保安監督者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

一般則第64条第2項第1号若しくは第3号から第5号又は液石則第62条第2項の要件を証する書面

1.3 高圧ガス製造施設再開届書

(1) 提出書類

細則様式第16号「高圧ガス製造施設再開届書」

(2) 届出時期

使用を休止した特定施設を再び使用するときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 使用を再開する特定施設の位置、範囲等を明示した図面

イ 休止再開措置報告書

使用を再開する特定施設の保安検査の方法及びその結果

(4) その他

使用を休止した特定施設を再び使用する前に、保安検査を受検し、当該施設が技術上の基準に適合していることを確認すること。

1.4 撤去の報告

(1) 提出書類

細則様式第17号「高圧ガス設備等撤去報告書」

(2) 報告時期

独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場を撤去しようとするときは、あらかじめ報告すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 撤去する独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の位置、範囲等を明示した図面

イ 撤去に伴い、処理能力又は貯蔵能力に変更がある場合は、その内容がわかる書類

(4) その他

ア 撤去後に、撤去の状況が確認できる写真等を提出すること。

イ 独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去に伴い、他の申請又は届出をする場合は「撤去の報告」を不要とする。